

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 受理番号 財務（支）局長（ ）第 号  
 （郵便番号 ）  
 住 所  
 電話番号（ ） -  
 商 号  
 代表者の  
 氏 名 ⑩  
 届出事務  
 担当者名  
 電話番号（ ） -

## 資産信託流動化計画変更届出書

下記事項について変更しましたので、資産の流動化に関する法律第227条第1項の規定により届け出ます。

## 記

1. 特定目的信託契約届出書提出年月日
2. 特定目的信託委託者名
3. 変更事項

変更年月日	変更に係る事項		変更事項の区分	変更の手続
	変更後	変更前		

## （記載上の注意）

1. 「受理番号」は、特定目的信託契約届出書副本に記載された受理番号を記載すること。
2. 銀行その他の金融機関のうち、金融機関の信託業務の兼営に関する法律第1条第1項の規定及び金融機関の信託業務の兼営に関する法律施行規則第1条第1項の規定による認可申請書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該認可申請書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。
3. 信託業を営む者等のうち、信託業法第4条第1項、第8条第1項（同法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は同法第12条第1項若しくは第2項（同法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。
4. 「変更に係る事項」は、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の内容を記載すること。  
 なお、第1面に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、第1面の次に添付すること。
5. 「変更事項の区分」には、当該変更が法第269条第1項各号のいずれに該当するかを記載すること。
6. 「変更の手続」には、それぞれの変更事項について、変更を決定するまでに要した特定目的信託内外の手続（すべての受益証券の権利者の事前の承諾の手続、資産信託流動化計画に定められた確定の手続等）を記載すること。